

保存版

遠軽町 議会基本条例

I	遠軽町議会基本条例の策定経過	1
II	条例の構成	1
III	条例の説明（逐条解説）	2
IV	用語の説明	12
V	議会改革・活性化等調査特別委員会委員名簿	16
VI	議員名簿	16

北海道遠軽町議会



遠 軽 町 議 会 基 本 条 例

発行日 平成25年8月
発 行 北海道 遠軽町議会
〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
TEL 0158-42-5800 FAX 0158-42-4860
議会ホームページ <http://engaru.jp/gikai/>

ご あ い さ つ

近年、地方分権の進展に伴い、自治体には、自己決定及び自己責任能力が強く求められています。二元代表制の一翼を担う議会にも、町政への監視機能を強化し、政策立案能力を向上させ、民意を的確に反映させるための独自の創意工夫が求められているところです。

こうした状況の下、遠軽町議会では、町民の期待に一層応え、自らの改革を図るべく、平成24年3月定例会におきまして、議会改革・活性化等調査特別委員会を設置し、町民に開かれた議会づくりの視点から協議を重ね、平成25年6月、町議会の最高規範として議会基本条例を制定いたしました。

この条例を制定する過程では、議員相互の討議を軸に素案を作成し、アンケート調査の実施や意見・要望などを踏まえ、検討を重ねたものです。内容につきましても、議会及び議員の使命をうたうとともに、町民に対する説明責任を果たすための議会報告会の開催や議員の質問に対する町長の反問権などを明記しました。

今後、基本条例の理念を議会運営に的確に反映させ、町民の皆様と町議会をつなぐ基本条例となりますよう不断の研さんに努めていくものです。

基本条例を礎として、町民に信頼される町議会を目指し、町政の発展に貢献していきたいと考えております。今後とも町議会に対し、一層のご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北海道遠軽町議会議長 前 田 篤 秀

I 遠軽町議会基本条例の策定経過

遠軽町議会基本条例は、委員会提案として平成25年6月第4回定例会に提出され、本会議において全会一致で可決しました。

この条例は、遠軽町議会の運営に関し、基本的な理念及び原則を定めるとともに、遠軽町議会議員の職務や責務等を明らかにすることによって、地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立し、町民の信託に応えるために議会における最高規範として制定したものです。平成24年3月の第1回議会改革・活性化等調査特別委員会の開催を皮切りに、条例案作成に向けた議論・検討を行い、平成25年3月13日まで13回開催し、条例案を取りまとめました。

本条例は平成25年7月1日に公布・施行されました。

議会基本条例は、議員として守らなければならないことなど、当たり前のことを条文として表し、従来から慣行として行ってきた事柄を改革することで、議員の心構えを改めて確認するための条例です。

II 条例の構成

前 文

条例制定の趣旨や条例の意義について定めています。

第1章 総 則

条例の目的を定めています。

第2章 議会及び議員の使命と政治倫理

議会及び議員の使命と政治倫理を定めています。

第3章 議会及び議員の活動原則

議会及び議員の活動原則と会派の結成を定めています。

第4章 町民と議会の協働

町民参加及び町民との協働を定めています。

第5章 行政と議会の協働

町長等と議会及び議員との関係、議会の議決事件を定めています。

第6章 議会の機能

議会費の確立、議員定数、議員研修の充実強化、議会事務局の体制整備等を定めています。

第7章 会議の運営

委員会活動や議会活動の推進について定めています。

第8章 条例の位置付けと見直し手続き

議会基本条例の位置付けと、議会及び議員の責務を定めています。

III 遠軽町議会基本条例 逐条解説

目 次

前 文	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第1章 総則（第1条）	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第2章 議会及び議員の使命と政治倫理（第2条・第3条）	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第3章 議会及び議員の活動原則（第4条―第6条）	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第4章 町民と議会の協働（第7条）	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第5章 行政と議会の協働（第8条―第11条）	・ ・ ・ ・ ・	P 6
第6章 議会の機能（第12条―第20条）	・ ・ ・ ・ ・	P 8
第7章 会議の運営（第21条・第22条）	・ ・ ・ ・ ・	P 10
第8章 条例の位置付けと見直し手続き（第23条―第25条）	・ ・ ・	P 11
附 則	・ ・ ・ ・ ・	P 11

遠軽町民（以下「町民」という。）から直接選挙で選出された議員により構成される遠軽町議会（以下「議会」という。）は、同じく直接選挙で選出された遠軽町長（以下「町長」という。）とともに、民主的な二元代表制を構成します。

議会と町長は、ともに町民の信託に応えるべく、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、遠軽町として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議会は、住民主権を尊重し、町民の福祉向上のため行政に提言するとともに、事務執行に対するチェック機能を十二分に発揮します。

議会は、議員相互はもとより、関係機関とも活発な議論を重ね、町民に対する情報公開と説明責任を果たすため、たゆみない努力を続けます。

よってここに、町民の信託に応えるために議会における最高規範としての遠軽町議会基本条例を制定し、議会、議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践することにより、町民に信頼され、存在感のある議会を築きます。

【解 説】

前文は、議会基本条例制定の趣旨や条例の意義について定めています。

今後議会が目指すべき姿として、広く町民の声を聞く「広聴」、「説明責任」、「町民参加の推進」、「議員間議論の尊重」、「情報公開の徹底」を行い、町民にとって分かりやすく、開かれた議会運営を目指すこととしています。

議会が町民の代表機関として、地域の発展、町民福祉の向上と豊かなまちづくりのために、たゆみない努力を続けることを決意し、議会及び議員の活動原則等の基本事項を定め、町民の信託に応えるため、議会の最高規範として本条例を制定することを宣言しています。

前文については「です・ます体」としていますが、これは前文が議会の意思を町民に伝えるためこのように表現し、第1条以降の条文は主に議会・議員に関することを定めるため「である体」により表現しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化を進める上で、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町民の信託に応え、もって遠軽町の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

1 この条例は、二元代表制を担う議会として「町民の信託に応える議会」を実現させ、これにより「町民福祉の向上と町政の発展」を目指すものです。議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治法の本旨である住民と共に進む議会を目指すことを規定しています。

これまで明文化されていなかった、議会運営等に関する基本的な事項を条例として定めることにより、その内容が町民に広く公開・周知され、また、条例の改正には議会の議決が必要になるなど透明性も高まります。

第2章 議会及び議員の使命と政治倫理

(議会及び議員の使命)

第2条 議会及び議員は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表制の充実と住民自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価における論点、争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

【解 説】

1 自治体が、地方分権の究極に求められている「地方政府」を構築する重要な観点は、二元代表制の充実です。執行権を持つ町長は、分権改革による自治の強化を受け、さらに町民の自治の拡充に向けた町民参加施策を展開して、積極的な行政運営の転換を図っています。

一方の議会及び議員の役割は、政策に関わる基本的な事項とその使命について明確に規定しています。

(議員の政治倫理)

第3条 議員は、町民全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解 説】

1 議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純でないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしないことを規定しています。

第3章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

- 第4条 議会は、住民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。
- 2 議会は、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める会議規則等の内容を継続的に見直す。
 - 3 議会は、ホームページを利用して、会議の議案、調査資料等を事前に情報提供するよう努めるものとする。
 - 4 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、議案の審議に用いる資料等を傍聴者に提供し、町民の傍聴意欲を高める議会運営に努める。
 - 5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明する。
 - 6 傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

【解 説】

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会と町民参加を不断に推進することを規定しています。
- 2 町民に分かりやすい議会運営をするために、会議規則を継続的に見直すことを規定しています。
- 3 議会としてホームページを積極的に活用し、会議の議案等について事前情報の提供に努めるよう規定しています。
- 4 傍聴者に対し議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定しています。
- 5 会議は、定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、自律的で規律ある議会運営をするよう規定しています。
- 6 その他傍聴に関しては、「遠軽町議会傍聴規則」（平成17年議会規則第2号）によって規定されています。

（議員の活動原則）

- 第5条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。
- 2 議員は、町政の課題について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。
 - 3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地から捉えた活動をする。

【解 説】

- 1 議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、議会制度において最も重要な要素であることから、多様な住民意思を反映し、さらに政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定しています。
- 2 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、議員

としての資質向上に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定しています。

- 3 議員は、地域などの個別事案の対応だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して総合的に捉えた活動をすることを規定しています。

(会派の結成等)

第6条 議員は、議会活動を円滑に遂行するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定等に関して、合意形成に努めるものとする。

【解 説】

- 1 議会活動を円滑に行うために会派を結成できる旨を規定しています。なお、会派を結成するために必要な人数については、「遠軽町議会の運営に関する基準」(平成17年議会告示第1号)161の規定により、2人以上で会派を結成することができます。
- 2 会派の活動は、主に政策などに関し同一の理念を持つ議員により行います。

第4章 町民と議会の協働

(町民参加及び町民との協働)

第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開と説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員協議会等全ての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して議会の討議に反映させる。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化し、政策提案の拡大を図る。
- 6 議会は、町民に対し、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表するなど、議員の活動を的確に評価できる情報を提供する。
- 7 議会は、町民が議会活動に参加し、議会との連携を高める方策として、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

【解 説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として、町民に対し議会の活動を公開し、説明責任を果たすとともに、地域との対話の中から互いに情報を共有することを規定しています。
- 2 議会の会議は、基本的にすべて公開して、町民が参加できる議会運営にすることを規定しています。
- 3 議会の調査や審査等においては、参考人・公聴会制度の活用や学識経験者等の意見などを反映させた運営を図ることを規定しています。

- 4 請願や陳情を、議会が見逃していた事案として捉えて、町民からの政策提言と位置付け、内容を聴く機会を設けることができるように規定しています。
- 5 議会は、町民や町民の団体などと意見交換を行い、多様な住民意思・意見を聴取し、政策能力を高め、町民と議会が協働して政策提案することを規定しています。
- 6 議案に対する議員個々の採決態度を議会広報などで公表し、町民が議員の活動を評価できる情報の提供をすることを規定しています。
- 7 議会は、町民に対する説明責任を果たすため、少なくとも1年に1回以上議会報告会を開催して意見を聴き、それを議会活動に反映させることを規定しています。

第5章 行政と議会の協働

(町長等と議会及び議員の関係)

- 第8条 議会と町長は、それぞれの特性をいかし、緊張関係を維持しながら政策をめぐる論点、争点を明確にし、町政について競い合い、協力し合うことを常に意識して運営する。
- 2 本会議における議員の町長、教育委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長及び選挙管理委員会委員長（以下「町長等」という。）への質疑は、同一議員、同一議題について3回を限度とし、一般質問は、回数に制限なく再質問からの質問時間を一議員30分以内とする。
 - 3 議会及び議員は、一般質問等に当たっては目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の議論を展開する。
 - 4 議員は、二代表制の充実と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。
 - 5 議長から本会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化を図るため反問することができる。

【解 説】

- 1 町長と議員は互いに町民から選挙されますが、国の議院内閣制とは違う町長の独任制と議会の合議制の特性を活かして、地方自治を充実させるため、町政の課題となる政策等をめぐって、ある時は競い合い、ある時は協力し合うことを規定しています。
- 2 議会をスムーズに進行するため、議員から町長等への質疑に関して回数制限を設けるとともに、一般質問においては、質問時間を30分に制限した中で行うことを規定しています。（一問一答方式）
- 3 一般質問などをするに当たっては、議員各位がそれぞれの目的を十分認識して、単に質問として終わることなく、建設的な政策提言となる討議を展開するよう規定しています。
- 4 議員は、この条例の根幹をなしている二代表制の趣旨を理解して、各種の法律で規定する以外は、町長等の附属機関等の委員には就任しないことを規定しています。
- 5 議会の会議の中で、町長や職員は議員の質問に対して論点や争点が見いだせない場合など、議論を深め両者が切磋琢磨するために反問することができるよう規定しています。議員が反問にしっかり対応できるように、研さんに努めることの意味も込められています。

(政策等の説明要求)

第9条 議会は、町長等が議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、その内容をより明確にするための資料を求めることができる。

2 議会は、前項の審議に当たっては、政策等の適否を判断する観点から、執行後における政策評価に努めるものとする。

【解 説】

- 1 議会は、町長に対して、議員が政策等の内容を明確に判断するための資料提供を求めることができるよう規定しています。
- 2 議会は、政策等の審議においては論点や争点を明示して、議員が政策等の適否を適正に判断できるよう、事業等の執行後による政策評価に努めるよう規定しています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、町長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、施策別、事業別の説明資料を求めるものとする。

2 議会は、町長が決算の認定について議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、執行方針、予算等に基づいて行う行政評価等に係る説明資料を求めるものとする。

【解 説】

- 1 議会は、第9条の政策等の提案と同様に、予算や決算の提案についても政策等の説明資料を求めることができるよう規定しています。
- 2 議会が決算審査をするに当たっては、町長に対し、行政評価等の説明資料を求めることができるよう規定しています。

(議決事件)

第11条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事件を次のとおり定めるものとする。

- (1) 遠軽町まちづくり自治基本条例（平成19年遠軽町条例第9号）第26条に規定する総合計画の策定に関すること。
- (2) 町の木、町の花の制定に関すること。
- (3) 町民憲章の制定又は改廃に関すること。
- (4) 町章に関すること。
- (5) 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。
- (6) 自主財政計画に関すること。

【解 説】

- 1 地方自治法の第96条第1項では、議会で最低限決めなければ（議決）ならない事項を規定していますが、第2項では、それら以外に重要なものは条例により決めることができるという規定になっています。

遠軽町の主要な計画を議会で決めることと規定して、提案する町長等に一方的に重責を負わせることなく議決をすることにより、議会及び議員も公平に責任を分担するという視点で6項目を規定しています。

第6章 議会の機能

（議会費の確立）

第12条 議会は、議会費について、町長との二元代表制の一方としての立場から、適正な議会活動費の確立を目指す。

2 議会は、議会費の使途等を議会だより、ホームページ等により町民に公表する。

【解説】

- 1 期待される適切な議会活動費用はどれぐらいが妥当なのかを協議、比較、判断（検討）しながら適正な議会費の確立を目指すことを規定しています。
- 2 適正な議会費を担保するためにも、議会費のすべてを町民に公表することを規定しています。

（議員定数）

第13条 議員定数は、条例で別に定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、適正な議員定数を確立する。

【解説】

- 1 議員定数は、「遠軽町議会の議員の定数を定める条例」（平成17年条例第4号）によって規定されています。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、適正な議員定数を決めていくことを規定しています。

（議員報酬）

第14条 議員報酬は、条例で別に定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、遠軽町特別職職員報酬等審議会の答申を尊重する。
- 3 前項の規定に関わらず、議員提案によって議員報酬を改正しようとするときは、改正理由の説明を付して提案するものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、「遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」（平成17年条例第37号）によって規定されています。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、遠軽町特別職職員報酬等審議会の意見を参考にし、他の報酬・給与の改正状況や類似町の状況などを考慮して決定します。
- 3 議員報酬の改正については、しっかりとした協議・検討による改正の理由を付けて、議員自らが責任を持って提案することを規定しています。

（議員研修の充実強化）

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に資する研修の充実強化を図る。

【解説】

- 1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることを規定しています。

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第16条 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けることができる。

【解 説】

1 議員の任期満了による改選後などに、議長や副議長を選出する際は、今後の議会活動の方針を明確にすることや、議会の透明性を強化してこの条例の根幹である「二元代表制」の議会の責務を認識して町民との協働のまちづくりを進めるため、事前にそれぞれの職を志す者に所信を表明する機会を設けることができるよう規定しています。

地方自治法での議長・副議長の選出については、立候補の制度はなく、全議員が候補者となるものですが、法的には、選挙の結果、立候補を表明しない議員が選出された場合、立候補のいかに関わらず選出された議員が議長・副議長となります。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知する。

2 議会は、多くの町民が町政に関心を持つことができるように議会広報活動の充実を図る。

【解 説】

1 議会は、町政全般にわたる論点や争点を、独自の視点で町民に対して周知することを規定しています。

2 第1項の情報を、様々な広報手段の活用により、多くの町民が町政に関心を持てるような議会の広報活動を行うことを規定しています。

(附属機関の設置)

第18条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査及び調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に議員を構成員として加えることができる。

3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解 説】

1 議会が町政の課題等に関する審査や調査をするときは、地方自治法第100条の2の規定により、必要に応じて専門的な知識や経験を持つ方々で構成する議会の附属機関を設置できることを規定しています。

2 議会の附属機関には、必要に応じ議員を構成員にできることを規定しています。

3 附属機関に関し必要な事項は、別に定めることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努め、行政から独立した機関としての議会事務局体制の整備を図る。

【解 説】

- 1 議会や議員の活動を支えるため、議会事務局の調査や法務機能などの資質等の向上及び強化について規定しています。

(議会図書の充実、公開)

第20条 議会は、議会図書の充実を図り、これを議員のみならず、町民及び町職員の利用に供するものとする。

【解 説】

- 1 議会は、地方自治法第100条第19項に規定している「議会図書室の設置」とその保管書類の義務は当然ですが、それ以外に議会・議員活動に資するため、町の重要な資料等を保管し、議員だけでなく、町民や職員の利用も推進することを規定しています。

第7章 会議の運営

(委員会の活動)

第21条 委員会は、審査、調査に係る資料等を積極的に公開するとともに、町民に分かりやすい議論を行うように努める。

- 2 委員長は、委員会における合意形成に努め、その論点、争点を明確にした委員会報告を作成する。

【解 説】

- 1 議会は、委員会の資料等を積極的に議会ホームページなどで公開し、できるだけ町民に分かりやすい議論を行うようにすることを規定しています。
- 2 委員長は、議員等の自由討議による合意形成に努め、自ら報告書を作成し、報告については、論点や争点などを明確にするよう規定しています。

(開かれた活動的な議会の推進)

第22条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力の高い議会活動を行う。

【解 説】

- 1 社会経済情勢等によって新たに生じる行政課題等について、適切かつ迅速に対応するため、議会の全ての会議等の連携により主導的・機動的な議会の推進することを規定しています。

第8章 条例の位置付けと見直し手続き

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

1 「議会基本条例」が議会の他の条例・規則等の中の最高規範であることから、これに違反する他の条例や規則などを制定できないことを規定しています。

憲法や法律における議会に関する条項の解釈についても、地方分権一括法の制定により、地方と国が対等・同格であることから、必ずこの条例に沿った判断をすることが必要です。

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例に定める理念、原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たす。

【解説】

1 議会と議員は、議会基本条例の理念や原則と、この条例に基づいて制定される条例や規則、規程などを守り、町民を代表する合議制の機関として、その責任を果たすことを規定しています。

(見直し手続)

第25条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証する。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じる。

【解説】

1 議会は、必要に応じて議会基本条例の目的が達成されているかなどを議会運営委員会で検証をすることを規定しています。

2 検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等について適切に行うことを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

2 遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年条例第17号）は、廃止する。

IV 議会基本条例用語解説

委員会（第7条、第8条、第21条、第21条解説、第22条、第25条、第25条解説）

本会議での審議を効率的に行うために提案された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関で、常任委員会（常設の委員会）、議会運営委員会及び特別委員会があります。

一般質問（第8条、第8条解説）

議員が、遠軽町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、又は報告、説明を求め疑問を明らかにするために行うことです。一般質問は定例会のみすることができます。

一問一答方式（第8条解説）

質問において、納得いくまで質問、答弁を繰り返す方法です。この方法による質問は、微に入り細にわたるので、議案の審議を十分深めることができます。また、傍聴している方にも質問の論点、争点が分かりやすい方法でもあります。

学識経験者等、学識経験を有する者等（第7条解説、第18条）

個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も対象となるものであり、大学、調査研究機関、コンサルタント会社等も含まれます。

議案（第4条、第4条解説、第7条、第7条解説）

条例、予算、決算認定の議案をはじめ、副町長の選任などの人事同意、町長の専決処分承認などの議会の議決を必要とする案件のことです。議案を議会に提出する権限は、原則として町長、議員又は委員会にあります。

議員定数（第13条、第13条解説）

定数については、各市町村の条例で定めることとなっています。従前は地方自治法第91条により人口に応じた上限定数が規定されていましたが、平成22年の地方自治法改正により上限枠が撤廃されました。

議員報酬（第14条、第14条解説）

議員報酬とは、地方公共団体の議会議員の議員活動への対価として支給されます。議員は非常勤の特別職であるため給料ではなく、報酬が支給されます。町議会では、「遠軽町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定しています。

議会運営委員会（第7条、第25条、第25条解説）

円滑な議会運営を期するため、議会運営全般について協議し、意見調整を図るために設置された委員会です。

議会報告会（第7条、第7条解説）

議会報告会とは、議会基本条例の規定に基づき、議会が主催して開催するもので、議会の活動状況（主な議案の審議の経過）、新年度予算の主な事業、町政の重要課題などについて、議員が直接、町民の皆さんに説明し、意見交換を行うものです。

議決事件（第11条）

議会の議決事件は、地方自治法第96条に規定されています。第1項では、①条例を設け又は改廃すること②予算を定めること③決算を認定することなど、15項目が列挙されています。

また、第2項では、議会の議決すべきものを定めることができると規定されていることから、議会基本条例では、議会としての議決事件を拡大するものです。

※地方自治法第96条第2項〔議決事件〕

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができます。

合議制（第5条、第8条解説、第24条、第24条解説）

複数の人による合議（相談・協議）によって、その意思が決定され行うものを合議制といいます。議会のほかに、教育委員会、農業委員会、公平委員会等が合議制です。（⇔独任制）

公聴会制度（第7条、第7条解説）

予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くために設けられた制度です。

採決（第7条、第7条解説）

議長が本会議で表決（議員が議案などに対して賛成又は反対の意思表示をすること）をとる行為のことをいいます。委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。なお、採決の結果、議会の意思を決定することを議決といいます。

参考人制度（第7条）

本会議や委員会が、案件の調査又は審査の参考とするために、その案件に対しある程度利害関係がある人や学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる制度です。

質疑（第8条、第8条解説）

議題となっている事件について、疑義（疑問点）を確認し説明を求めるものです。相手先は、その議題の提出者に対して行います。質疑に当たって、議員は「自己の意見を述べることができない。」とされていますが、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないものについてまで禁止しているものではありません。

質問（第8条、第8条解説）

質問とは、行政一般について町に事実又は所信を問いただすことで、原則として文書で行い、かつ、議長の承認が必要となります。ただし、緊急を要するときは議決により議会の同意を得て「質問」することもできます。

執行機関（第8条）

町長のほか、議決機関に議決を執行する行政委員会として、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会があります。さらに、地方自治法の定めにより監査委員、固定資産評価審査委員会についても執行機関と位置付けられています。

自由討議（第5条解説、第21条解説）

現在、本会議においての議会の審議は、主に町側（執行部）に対し、質疑を行っていますが、議員相互間の活発な討議により審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えから、議員が相互に議案等について自由に討議することをいいます。

常任委員会（第7条、第22条）

議会が町の事務に関する調査や議案などの審査を行うために、常に設置されている委員会で、条例で定められています。議員は、必ずいずれかの常任委員会に属しています。本町議会では、総務・文教常任委員会、民生常任委員会及び経済常任委員会が設置されています。

審議（第4条、第7条、第8条、第9条、第9条解説、第10条）

議会の会議での付議事件について、提案者の説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のことです。

審査（第7条解説、第10条解説、第18条、第18条解説、第21条）

委員会において、議会の議決の対象となる議案など特定の事件について議論し、結論を出す一連の過程のことです。

請願（第7条、第7条解説）

国民をはじめ広く人々が、国や地方公共団体、議会に対し特定の事項に関して意見や要望を述べる（文書で要求する）ことをいいます。町議会に請願する場合は、1名以上の町議会議員の紹介が必要となりますが、提出された請願書は常任委員会などで審査した上で、本会議で採択か不採択かを決定し、その結果を請願者に通知します。

総合計画（第11条）

遠軽町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる総体的な計画です。

地方分権（第23条解説）

国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や道が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することです。

附属機関（第8条解説、第18条、第18条解説）

町政の課題に関する調査を行い議会審議に専門的知見を活用するために、学識経験者等により構成する専門的な調査機関を設置し、より専門的な審査を行おうとするもので、必要に応じて設置をすることから議決により設置するものです。

※地方自治法第100条の2〔専門的事項に係る調査〕

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができます。

執行機関（第8条）

執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のことで、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会などがこれに当たります。

逐条解説（標題）

法律や条例、規約などの箇条を一条一条順に追い、説明をすること又は説明したもの。

陳情（第7条、第7条解説）

地方公共団体の議会に対して、特定の事項に関してその実情を述べ、適当な措置を文書で要望することです。陳情は、実質的には請願と同じですが、請願と異なり法律上の根拠がなく議員の紹介も必要ありません。

独任制（第8条解説）

町長のように機関の組織上、1人の者をもって構成されるものを独任制といいます。町長のほかに、監査委員も独任制で、各委員が独立して権限を行使します。（⇔合議制）

特別委員会（第7条、第22条）

常任委員会に対し、必要がある場合や特定のことを審査するために設置される委員会です。

二元代表制（前文、第1条解説、第2条、第8条、第8条解説、第12条、第16条解説）

自治体では、首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来のあり方であるといえます。

反問（第8条、第8条解説）

町長その他の執行機関の長、副町長及び教育長が、議長の許可により議員の質疑・質問に対して論点・争点を明確にするため、問いただすことができるものです。議会が議論の場であるためには、双方が質問できて当たり前との考えから、執行側に反問権を与えています。政策過程の説明責任を町長側に課し、反問権を与えることにより筋書きのない展開が生まれ、議員も質疑・質問事項を十分精査した上で政策論争に臨まなければなりません。

本会議（第7条、第8条、第16条）

定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。本会議では、議案などの審議や議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。

V 議会改革・活性化等調査特別委員会委員名簿

役 職	氏 名
委員長	浅 水 輝 彦
副委員長	杉 本 信 一
委 員	阿 部 君 枝
委 員	荒 井 範 明
委 員	岩 澤 武 征
委 員	黒 坂 貴 行
委 員	高 橋 義 詔
委 員	山 田 和 夫

VI 遠軽町議会議員名簿

役 職	氏 名
議 長	前 田 篤 秀
副 議 長	浅 水 輝 彦
議 員	阿 部 君 枝
議 員	荒 井 範 明
議 員	石 田 通 行
議 員	今 村 則 康
議 員	岩 上 孝 義
議 員	岩 澤 武 征
議 員	奥 田 稔
議 員	清 野 嘉 之
議 員	黒 坂 貴 行
議 員	杉 本 信 一
議 員	高 橋 眞 千 子
議 員	高 橋 義 詔
議 員	林 照 雄
議 員	松 田 良 一
議 員	山 田 和 夫
議 員	山 谷 敬 二